

**令和 6 年度**

**天草市サテライトオフィス拠点整備支援補助金**

**募集要領**



令和 6 年 4 月 25 日

天草市経済部産業政策課

## はじめに

近年、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、テレワークによる新たな働き方や地方への移住の関心が高まるなど、国民の意識・行動の変容が見られます。

本事業では、県外・市外から本市への新たな企業・人の流れをつくり、雇用の拡大及び、市外企業と市内企業の連携による市内企業の生産性向上・付加価値向上やイノベーション創出等に資する取組に繋げることで地域活性化を図ることを目的としています。

そこで、持続可能な天草の実現のため、市外企業のサテライトオフィスの拠点となるシェアオフィス等の施設を整備し、管理運営を始める事業者を支援します。

## 1. 事業スケジュール



※1 交付決定前の経費は対象外です。交付決定は令和6年6月中旬ごろになる予定です。審査会の結果に基づき、1件の採択企業を決定いたします。

※2 令和7年2月28日（金）までに 整備・運用を開始し、実績報告書を提出してください。

※3 実績報告書類の確認と共に、整備施設の現地確認を行います。

## 2. 対象事業

市が指定するエリアでシェアオフィス等を整備及び運営する事業で、以下のエリアで1件を採択します。なお、1事業者1申請までとします。

## 【市が指定するエリア】

### 天草市本渡南地域

※シェアオフィス等とは…シェアオフィス、コワーキングスペースなど、複数事業者やその従業員が同時にオフィスとして活用できる施設であり、以下の要件をすべて満たすものを言います。

- ① 常態的に複数事業者やその従業員が同時にシェアオフィス等として利用可能な施設であること。
- ② テレワークにより働く環境・機能を有する施設であること。
- ③ 机、椅子、プリンター、モニター、棚、エアコン、冷蔵庫、電子レンジ、ドリンクサーバー等の複数事業者が快適に働くために必要な設備及び備品を有すること。
- ④ 情報セキュリティの確保された Wi-Fi 等のインターネット環境を有すること。
- ⑤ 市民との交流が促進されるような複数人で利用できるミーティングスペースを有していること。
- ⑥ 入居企業が利用できるセキュリティの確保された個室を4室以上、コワーキングスペース、テレビ会議ができる個室などのワークスペース、子育て中の方、子連れの方が働きやすいスペース、給湯室、トイレ男女別1か所以上を有していること。
- ⑦ オフィスの床面積の合計が概ね200平方メートル以上であること。
- ⑧ 施設の全部又は一部の専用利用及び法人登記が可能であること。
- ⑨ 収容可能人数が20人以上50人未満の施設であること。
- ⑩ 宿泊スペース、シャワー等の滞在可能となる施設についても積極的に検討すること。
- ⑪ 施設利用料とは別に自主財源を確保するためのカフェ等の収益事業の実施を検討し、安定した経営・運営を行える計画を有すること。
- ⑫ デジタルクリエイティブ（CG等）人材育成拠点として必要な機能を有していること。
- ⑬ 本事業は、国の「デジタル田園都市国家構想推進交付金」を活用しており、本交付金が求める令和9年度末時点の数値目標（次のアからエ全て）の達成が見込めるものとする。

ア 拠点施設を利用する企業数：5社以上

イ アのうち、県外の企業数：5社以上

ウ 拠点施設の利用者数：3,600人以上/年

エ ウのうち、県外の利用者割合：50%以上

- ⑭ 本事業を活用し、市外企業の入居・利用の促進に積極的に取り組む事業であること。
- ⑮ 多様な人・企業が入り込み、地元の企業・課題・資源・人材と市外企業をマッチングし、高付加価値ビジネスモデル創出に寄与する事業であること。

※既存スペースにWi-Fiルーターの設置にとどまる等、シェアオフィス等の開設と認められるのが困難な事業や、既にシェアオフィス等として運営している施設については対象になりません。

※情報セキュリティについては、総務省や（一社）日本テレワーク協会等がテレワークセキュリティガイドライン、共同利用型オフィスにおけるセキュリティ対策等の指針をまとめているので、参考にご確認ください。

---

### 3. 補助対象事業者

市が指定するエリアにシェアオフィス等を整備する法人で、次の各号全てに該当する場合は補助対象となります。

- ① 施設整備後に、市外企業のサテライトオフィス設置に係る企業誘致促進施設として運営し、入居・利用の促進に市と連携して積極的に取り組むことが認められるもの（目標：令和9年度末に県外企業5社利用  
※誘致対象業種：ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、製造業、機械等修理業、旅館業、学術・開発研究機関）。
- ② 県外企業とのネットワークを有する、企業誘致の実績がある、天草の魅力を発信できる等、県外企業の誘致能力が認められるもの。
- ③ デジタルクリエイティブ（CG等）人材の育成に向けた県外企業等とのネットワークを有する、人材育成の実績がある等の能力が認められるもの。
- ④ 補助金を利用して整備したシェアオフィス等を10年以上継続して、この補助制度の目的に沿った施設として運用することを誓約すること。
- ⑤ 安定した経営・運営が実現される収益事業の実施も含めた事業計画を

作成すること。

- ⑥ 施設整備後、令和 9 年度まで、補助対象施設の経営・運営状況等について市に報告すること。
- ⑦ 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が 10 億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- ⑧ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業を行う者でないこと。
- ⑨ 天草市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 29 日）第 2 条各号で定める暴力団関係者でない者。
- ⑩ 貸金業（貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業をいう。）を行う者ではないこと。
- ⑪ 商品先物取引（商品先物取引法（昭和 25 年法律第 239 号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。）を行う者でないこと。
- ⑫ 訪問販売（特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。）、電話勧誘販売（同法同条第 3 項に規定するものをいう。）、連鎖販売取引（同法第 33 条第 1 項に規定するものをいう。）、その他これらに類する方法による物品の販売、役務の提供その他の行為を行う者でないこと。
- ⑬ 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行わないこと。
- ⑭ 公序良俗に反する事業を行う者でないこと。
- ⑮ 市税等の滞納がないこと。
- ⑯ 当該事業について、他制度による補助金等を受けていないこと。

---

## 4. 補助金額

補助金の交付額は、補助対象経費の 10 分の 9 以内とし、上限 40,500 千円とします。

※補助対象経費は税抜額での計上となります。

※補助金の支払いについては、原則、事業完了後の支払いとなりますが、交付決定額の 8 割以内で概算払い請求することが可能です。

---

## 5. 補助対象経費

シェアオフィス等の整備及び運営に係る経費で、次の表に掲げる経費が対象となります。

区分	対象となる経費
施設整備費	拠点施設の整備・改修工事、設計及び工事管理費等
通信環境整備費	拠点施設における通信環境の整備及びセキュリティ対策に要する経費（Wi-Fi, LAN 環境の構築）等
什器・機器導入費	サテライトオフィスにおける事業の用に供する什器・機器の導入に要する経費（机, 椅子, パソコン, プリンタ, コピー機）等
施設運営費	管理運営に直接従事する者の人件費、広告費、土地・建物の賃借料、光熱水費、通信料等

※ 1 以下の経費は対象外です。

- ・ 交付の決定を受ける前に要した、もしくは発注や契約をした経費
- ・ 公租公課（消費税及び地方消費税を含む）
- ・ 貸付金又は保証金、基金積立金
- ・ 旅費、交通費
- ・ 支払手数料、備品の郵送料など
- ・ 他の機関からの補助金等を受けている事業に要する経費
- ・ その他、事業実施に必要と認められないもの

※ 2 テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められない什器、機器、キッチン等については、利用促進の観点から本事業に必要と認められる場合、補助対象経費全体の額の5割未満で対象とします。

※ 3 用地取得費、造成費、外構工事費・既存施設の除却・解体費・整備対象施設の取得費については、補助対象経費全体の額の2割以内で対象とします。

※ 4 本事業と一体として整備することの必要性が認められる場合、居住・滞在機能を付帯させることができるが、補助対象経費全体の5割未満で対象とします。

※ 5 上記(※2)から(※4)について、制限される経費が複数ある場合は、その合計が補助対象経費全体の5割未満までを対象とします。

※ 6 サテライトオフィスの仕事環境として過度に高価・高性能・多量な

設備、備品等については、経費計上できないため、事前に相談してください。

---

## 6. 申請期間

**令和6年4月25日（木）～令和6年5月23日（木）**

申請書及び添付書類を受付場所に提出してください。

### ■ 受付場所

〒863-8631 熊本県天草市東浜町 8 - 1

天草市役所 経済部産業政策課

TEL 0969-32-6786

---

## 7. 提出書類

- ① サテライトオフィス拠点整備支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書(様式第2号)
- ③ 誓約書(様式第3号)
- ④ 整備又は改修工事、管理運営に要する経費の見積書及び明細書の写し
- ⑤ 施設の整備予定位置図
- ⑥ 整備又は改修工事の施工内容や床面積が分かる図面(平面図、展開図等)
- ⑦ 整備又は改修工事前の現況写真
- ⑧ 申請者の企業概要
- ⑨ 申請者の直近2期分の決算書の写し
- ⑩ 登記事項証明書(全部事項)の写し
- ⑪ 市税等納付状況調査同意書（様式第4号）  
※天草市に住所がない場合は、本社の所在する市町村が発行した納税証明書で代えることができる)
- ⑫ その他市長が必要とする書類

※提出された書類は原則として返却いたしません。書類作成に係る経費は、申請者負担となります。

※事業計画は、「8. 審査会」における主な審査項目を考慮した上で、具体的な計画を作成していただくようお願いいたします。

※申請書類及びその他の提出書類に虚偽が発覚した場合、受付を取り消す場合がございます。また、補助金交付後であれば、返還を求める場合

もごさいますので予めご留意ください。

## 8. 審査会

提出された申請書類・プレゼンテーション等に基づき、天草市サテライトオフィス拠点整備支援補助金審査会において審査・選定いたします。選定結果（交付決定）については、後日文書で通知します。

※選定の経過は公表しません。

※選定の経過・結果に関する問い合わせ及び異議申し立てには、一切応じられませんので予めご了承ください。

### (1) 審査方法

提出書類及び審査会当日に申請者からのプレゼンテーション・事業内容のヒアリングにより審査を行います。

ア. 実施日時：令和6年6月6日（木）予定

※日程の詳細は申請者に別途ご連絡いたします。

イ. 実施場所：天草市役所2階庁議室

ウ. 実施時間：1申請者40分（提案説明20分、質疑応答20分）

エ. 出席者：3名以内

オ. 資料：プレゼンテーションに使用する資料は、新たにご用意いただきますが、申請した計画書等に記載された内容と相違ないものとしてください。審査会当日に事業内容や経費等を変更したものは審査の対象外とします。

※事務局でプロジェクターとスクリーンを用意。

### (2) 主な審査項目

審査項目		主な審査のポイント
1	事業目的に対する適合性	① 本市へ新たな人・企業の流れをつくることに資する取り組みになっているか。 ② 地方における魅力ある働く環境の充実に資する取り組みとなっているか。 ③ 整備する施設の収容人数、利用企業数、利用者数は事業の趣旨と合致しているか。
2	事業の具体性・企業進出等の実現可能性	① 目標達成のための具体的な事業計画があるか。



		<p>② 県外・市外企業のニーズに対応し、誘致できる魅力的な事業・施設であるか。</p> <p>③ 施設コンセプトや立地環境、県外利用企業等のニーズに対応したテレワーク人材を呼び込むことができる施設であるか。</p> <p>④ 施設の利用者を増やすための取り組みが計画されているか、その実現可能性は見込まれるか。</p> <p>⑤ 令和6年度の整備事業は無理のないスケジュール等で計画されているか。</p> <p>⑥ 過大な整備計画となっておらず、高い費用対効果が期待できる取り組みか。</p>
3	施設の利便性	<p>① 施設内容がサテライトオフィス、コミュニティスペース等として十分な機能を備えているか。</p> <p>② 整備内容に入居・利用の促進に繋がる意匠等の工夫が施されているか。</p> <p>③ 通信環境の整備及びセキュリティ対策が施されているか。</p>
4	事業の継続性・持続性	<p>① 事業を実効的・継続的に推進する主体が形成され、事業運営に必要な推進体制が整っているか。</p> <p>② 申請者の財務状況を含め、10年以上にわたって運営を継続できる収支計画となっているか。</p> <p>③ 施設整備後の運営計画が継続的で、自立自走可能なものになっているか。自主財源の確保の手段は具体的かつ実現可能か。</p> <p>④ 想定する利用者に応じたプロモーション等戦略が妥当か。</p>
5	事業の独自性・特色	<p>① 地域の強み、資源を分析し、地域の強み・資源を活かした取組となっているか。</p> <p>② 申請者等の強みを活かした企業誘致戦略が計画されているか。</p>

		<p>③ デジタルクリエイティブ（CG等）人材の育成能力・手段が有効か。</p> <p>④ 目標達成のための事業内容や施設運営計画に独自性や創意工夫があるか。</p>
6	企業間連携の促進	<p>① 施設整備によって市外企業と市内企業の連携促進が図られ、新事業創出、生産性向上に寄与することが見込まれるか。</p> <p>② 市外企業と市民とのコミュニティ形成が可能な取組みか。</p>
7	地域への波及効果	<p>① 雇用創出や新産業創出など地域への経済波及効果が期待できるか。</p> <p>② 地域課題の解決や若者や女性の人口流出抑制に資する取組みになっているか。</p> <p>③ 地域の賑わい創出に資する取組みになっているか。</p> <p>④ 市内企業の実業性向上に寄与する取組みになっているか。</p> <p>⑤ 住民の生活向上への波及効果が見込めるか。</p>

## 9. 事業変更について

申請事業の実施計画を変更しようとするときは、あらかじめ変更申請書を提出する必要があります。経費の軽微な変更でも当初申請内容からの変更部分については事前にご相談ください。

**交付決定額の増額変更は出来ません。**

## 10. 実績報告書及び年度ごとの事業報告書の提出

施設整備等の補助事業終了後は、実績報告書をご提出ください。

また、補助金の実績報告をした年度を含め5年間は、年度ごとの施設の利用実績等の内容を事業報告書として提出する必要があります。その間、申請書に記載した施設の使用計画に基づく施設運営をしていただく必要があります。

※整備後に施設の使用方法をシェアオフィス等ではないものにする等、制度の趣旨に反する変更を行った場合、交付済みの補助金についても返還が発生する場合がございます。 予めご留意ください。

---

## 1 1 . その他留意事項

- 補助金の交付は、事業完了後に実績報告書を提出していただき、その内容を確認した上で交付となります。
  - なお 実績報告書は令和7年2月28日（金）までにご提出ください。交付決定日以前に支払われた経費は対象外となります。
  - 補助事業に係る経理書類は、令和6年度以降5年間保管してください。
  - 採択結果に関わらず、申請の際に要した費用や不採択になった場合の契約解除等に伴う費用等は申請者の負担となります。
  - 事業実施における内容で不明点や事前相談については下記の間合せ先にご連絡ください。
  - 実績報告の際は、支払いの確認できる領収書の写しに加えて、内容の分かる明細や施設整備の様子が分かる写真も必要となります。関係書類について保管をお願いいたします。
- 

## 1 2 . 問合せ先

天草市役所 経済部産業政策課

担当：河口、渡辺

〒863-8631 熊本県天草市東浜町8-1

TEL 0969-32-6786 FAX 0969-24-3501

Mail [kawaguchi-mi@city.amakusa.lg.jp](mailto:kawaguchi-mi@city.amakusa.lg.jp)

※質問については募集期間中、メールにて随時受け付けます。